

熊本労働局発表  
局長 神保 裕臣  
平成 30 年 4 月 9 日

【照会先】  
熊本労働局労働基準部健康安全課  
課長 道永 忠幸  
産業安全専門官 新門 史章  
(電話代表) 096 (355) 3186

報道関係者 各位

## 特定自主検査業者に対する業務停止命令の行政処分について

熊本労働局（局長 神保裕臣）は、平成 30 年 4 月 9 日、労働安全衛生法に基づく登録検査業者である有限会社メカニックシステム（取締役 工藤誠昭）のフォークリフトの特定自主検査業務について労働安全衛生違反の事実があったため、下記のとおり、同検査業者のフォークリフトに係る特定自主検査業務について 6 か月間業務停止を命ずる行政処分をおこなった。

### 記

#### 1 行政処分対象者

名 称 有限会社メカニックシステム  
代表者 取締役 工藤誠昭  
所在地 熊本県上益城郡益城町小谷 816-1

#### 2 処分の内容

フォークリフトの特定自主検査業務を、平成 30 年 4 月 20 日から平成 30 年 10 月 19 日までの間停止する。

#### 3 処分を行った日

平成 30 年 4 月 9 日

#### 4 根拠となる法令条項

労働安全衛生法第 54 条の 4

労働安全衛生法第 54 条の 6 第 2 項第 2 号

## 5 処分の原因となった事実

平成 29 年 7 月 7 日に他人の求めに応じて、計 2 台のフォークリフトの特定自主検査を行うに当たり、厚生労働省で定める資格を有しない者にこれを実施させたこと。

## 関連条文

### 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

#### （検査業者）

##### 第五十四条の三

検査業者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省又は都道府県労働局に備える検査業者名簿に、氏名又は名称、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

（第2項から第5項まで 略）

##### 第五十四条の四

検査業者は、他人の求めに応じて特定自主検査を行うときは、厚生労働省令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。

#### （検査業者の登録の取り消し）

##### 第五十四条の六

（第1項 略）

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第五十四条の三第四項の基準に適合しなくなったと認められるとき。
- 二 第五十四条の四の規定に違反したとき。
- 三 第一百十条第一項の条件に違反したとき